

拡大!

近居の要件が
町内全域に
なりました!

子育て世帯に
選ばれています!

東浦町は0～14歳の転入超過数
県内NO.3! (2020年)

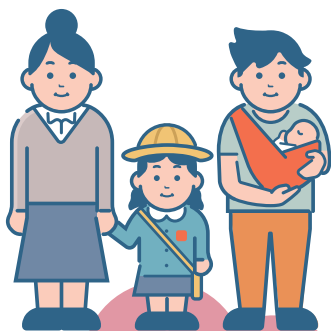
三世代

同居 近居 50万円!

する場合

最大

東浦町で住宅を新築・購入する方に補助!



子世帯
の主な要件

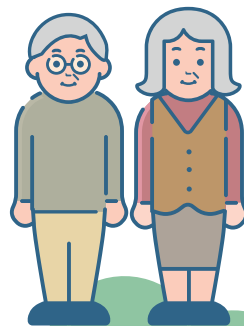
- 町内に住んでいる場合には、自ら賃貸借契約をした住宅に住んでいること。
- 住宅の契約日より前1年以上、親世帯と同居していないこと。
- 夫婦共に住宅の契約日において年齢が49歳以下であること。
- 交付申請時において小学生以下の子どもと同居していること。
※ 出産予定の胎児を含む。
- 居住する地区のコミュニティ推進協議会に加入すること。



建物
の主な要件

【フラット35】
地域連携型利用可能

- 令和3年4月1日以降に契約したものであること。
- 戸建て、マンションや長屋等の区分所有建物(新築・中古は問いません。)
- 新築・購入する住宅の名義は子または親または孫のいずれかの名義か共有名義であること。
- 建築基準法やその他の関係法令の基準を満たし、かつ耐震基準を満たしていること。
- 申請時の世帯の人数に応じた最低居住面積水準以上の住戸専用面積であること。
- 新築または購入する住宅が市街化区域内にあること。
- 賃貸を目的とするものでないこと。
- 公共工事に伴う移転補償等の補てんを受けていないこと。



親世帯
の主な要件

- 交付申請前に3年以上継続して町内に住んでいること。
- 子世帯の世帯主またはその配偶者のどちらかの親が含まれること。

詳細はコチラ



補助金の
上限額

市街化区域内の場合

最大30万円

居住誘導区域内の場合
(防災重点エリアを除く)

最大50万円

問い合わせ / 東浦町役場 企画政策課 企画政策係 Tel.0562-83-3111 (内線290)

申請前に

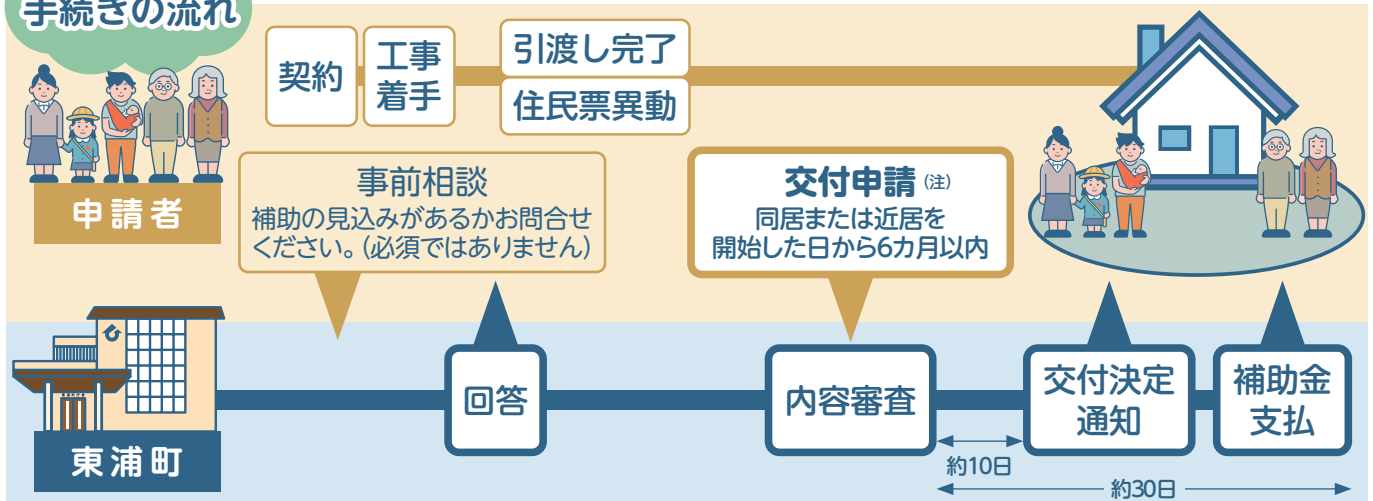
主要要件
チェック
して確認!

右の要件にすべて
当てはまる場合は
HPで詳細をチェック!



- 工事請負契約や売買契約をしたのは令和3年4月1日以降である。
- 親世帯は、3年以上前から東浦町内に住んでいる。
- 子世帯の新居前の住居は、自ら賃貸借契約をしたものである。
※東浦町外に住んでいた場合は、持家が賃貸かは問いません。
- 子世帯には小学生以下の子どもがいる。※出産予定の胎児も含みます。
- 子世帯の親はどちらも49歳以下である。※ひとり親も対象です。
- 対象となる建物は市街化区域内にある。
- 居住する地区のコミュニティ推進協議会に加入する(している。)
- 子世帯が同居または近居を開始した日※から6か月を超えていない。※補助対象住宅の住所地に住民票を異動させた日
- 親世帯および子世帯の構成員全員が町税を滞納していない。

手続きの流れ



(注) 受付は原則として先着順です。予算の都合上、締め切らせていただく場合があります。

交付申請時に必要な書類

- ① 三世帯近居等定住促進補助金交付申請書(様式第1)
- ② 子世帯の戸籍全部事項証明書(謄本)(※1)
- ③ 出産予定であることを確認できる書類の写し(※2)
- ④ 子世帯の戸籍の附票等、新居の契約時から前1年間の住所地がわかるもの(※1)
- ⑤ 賃貸借契約書(※3)
- ⑥ 勤務先に家賃相当額を支払ったことがわかる書類(※3)
- ⑦ 工事請負契約書や売買契約書等の写し
- ⑧ 領収書等の写し
- ⑨ 子世帯の市町村税の未納がないことを証明する書類(※4)
- ⑩ 建物の登記簿の全部事項証明書の写し
- ⑪ 建物の「検査済証」または「確認済証」の写し
- ⑫ 口座番号が分かる書類の写し(通帳等)
- ⑬ アンケート
- ⑭ その他町長が必要と認める書類

(※1) 東浦町の公簿で確認できる場合は不要
 (※2) 孫が胎児の場合のみ
 (※3) 新居前の住居が東浦町内にある場合はどちらかが必要
 (※4) 転入の場合

詳細はコチラ



注意事項

- ・補助金の交付決定を受けてから3年間は三世帯同居・近居すること。
- ・交付申請時において税の滞納がないこと。また交付決定を受けてから3年間に於いて町税を滞納しないこと。
- ・親世帯・子世帯ともに暴力団関係者がいないこと。
- ・結婚新生活支援補助金の交付を受けていないこと。